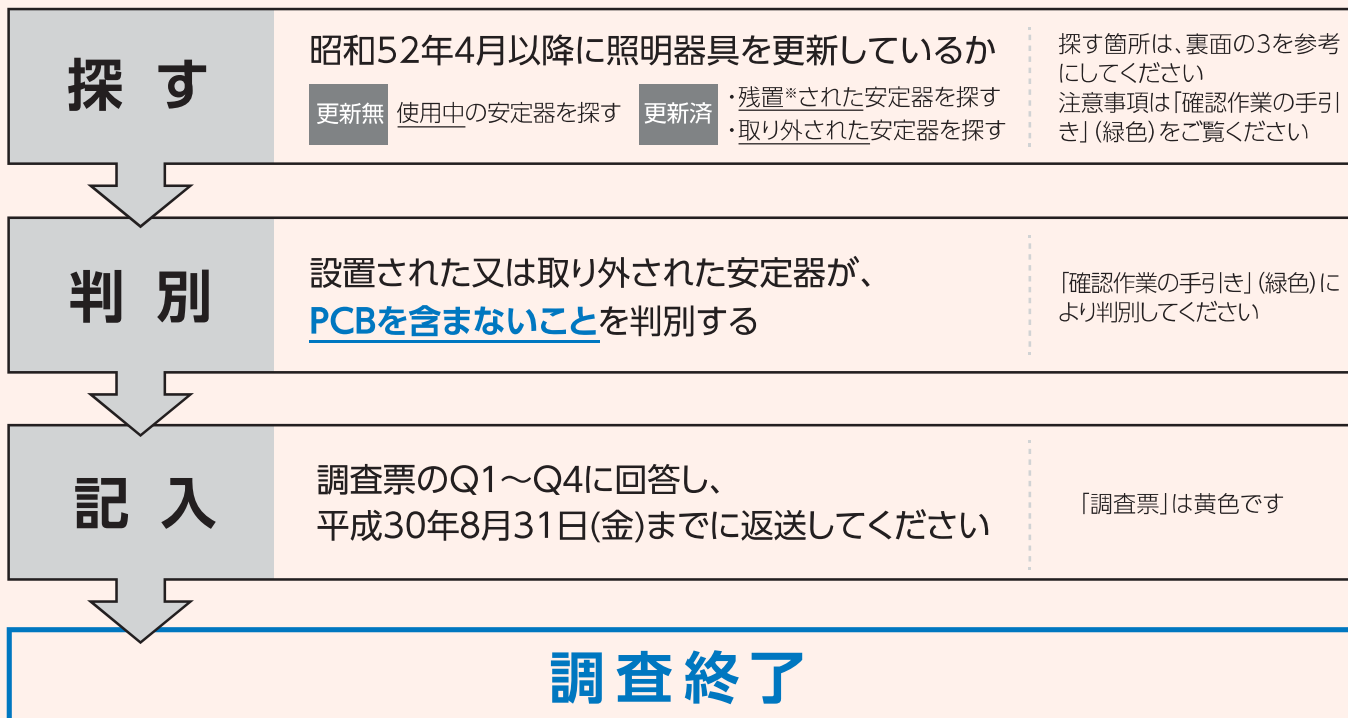


まずはじめにお読みください

この調査は、静岡県があなたにお願いする重要な調査です。
次の「探す」「判別」「記入」の順で作業していただく簡易な方法による調査で、濃度分析などは不要です。
高所での作業を行う場合は、安全に十分注意してください。

<全体の流れ>

<お願いする作業>



*「残置」とは、使用済みの安定器を撤去せず全部又は一部が放置されている状態のことです。

■ PCB・安定器に関する基本情報

1 PCB(ポリ塩化ビフェニル)とは

電気機器の絶縁油等として様々な工業製品に利用されていましたが、有害物質と判明して以降、製造が禁止されました。

なお、PCBを含有した安定器は昭和47年に製造が禁止され、昭和52年4月以降は流通していないことが判明しています。

2 安定器とは

照明器具の裏側や内部などに設置されて、電灯のちらつきを安定させる装置のことで、照明器具の種類によって蛍光灯安定器、ナトリウム灯安定器、水銀灯安定器があります。

設置例

カバーを外した蛍光灯器具

安定器

安定器の
保管例

3 過去にPCB含有安定器が発見された箇所

発見された場所	設置されていた例	残置されていた例
天井裏や壁際・梁	事務室の天井裏や工場の壁際・梁	更新した照明器具の付近
照明器具内	—	LEDランプに交換した器具内
エレベータ	エレベータの照明器具内	—
敷地内の屋外灯や建物外壁・屋上	屋外灯等の照明器具内	
屋外・屋内の倉庫、電気室、機械室等	倉庫、電気室、機械室等の照明器具内	

発見された場所	発見された状況
屋外・屋内の倉庫、電気室、機械室等	取り外された安定器が、むき出しのまま又は段ボールなどに入れられて放置

4 PCB特別措置法に基づく所有者の義務

PCBを含有した電気機器等(使用中のものも含む)の所有者には、①静岡県知事への届出義務、②処理期限までに適正に処理する義務があります。

- ①PCB含有安定器の所有が判明した場合は、直ちに静岡県知事へ届出
- ②静岡県内のPCB含有安定器の処理期限は2021年3月31日まで

《Q&A》

Q 調査対象はなぜ昭和52年3月以前に建築された建物なのですか？

A. PCBを含有した照明器具の安定器は昭和52年4月以降流通していません。よって、昭和52年3月までに建築された建物(に設置されている安定器)を調査対象としています。

Q 住宅部分も調べる必要がありますか？


A. 家庭用の照明器具にはPCB含有安定器は使われていないことが分かっているため調査不要です。

Q PCBを含有した安定器が見つかりました。どうすればいいですか？ また、処分のための費用はかかりますか？

A. 法律で定められた処理施設(JESCO)で処分する必要があります。また、処理施設への運搬や処分の費用は所有者の方の負担ですが、処分の費用については助成制度を利用できる場合があります。処理の手続きや助成制度について、下記にご連絡いただければ詳しく説明いたします。

【 問い合わせ受付 】

静岡県PCB調査事務局

 **0120-325-278** 平日9:00~17:00

(10月1日以降は静岡県廃棄物リサイクル課(054-221-3728))